



(2024年8月度)
華鐘月次オンラインセミナー

よく見られる契約リスクについて

法務コンサルティング部 黄蕾

2024.8.30 (金)
中国14:00- / 日本15:00-

黄蕾 (コウ ライ)

(略歴)

- 2008年上海外国語大学日本語学科卒業、修士号取得。
- 2008年上海華鐘投資コンサルティング有限公司に入社。
- 2015年中国国家司法試験合格。
- 入社後HRコンサル部にて会社規程の作成業務、人事労務管理関連コンサル業務を経て、2017年より法務コンサル部にて各種契約書の審査、作成、デューデリジェンス調査、会社規程の作成、内部監査業務等の会社法務関連コンサル業務を担当、現在に至る。



目次

導入 契約リスク管理の重要性

01 基本契約と個別契約

02 空欄のある契約への署名・捺印

03 契約の変更

04 契約期限の管理

05 争議解決条項

06 契約の保管

07 契約リスクのチェックリスト

08 法務諮詢部の業務紹介

契約リスクとは

契約リスクとは、契約の履行過程において、様々な**不確定要素**により契約が履行できなくなったり、予定する目標を達成できなくなったりする可能性の存在を指す。



契約リスク管理の重要性

契約リスクは、企業の運営は発展に影響を及ぼす重要な要因の一つである。企業が契約リスクの管理をおろそかにすると、取引が進まなくなったり、違約責任や法的紛争が起こったりして、企業の生産、販売、調達などに影響を及ぼす可能性がある。



契約リスク管理の目標

契約当事者の権利や義務を明確にし、予め**不確定要素**を減らし、可能な限りリスクをコントロールすること。



個別契約

- ・取引の詳細について通常個別契約で約定。
- ・個別契約に約定していない事項については基本契約を適用。

- ・ **目的物**
- ・ **数量**
- ・ 代金
- ・ 目的物の引渡し時期・方法
- ・ 代金の支払時期・方法

基本契約

継続的な取引に適用し、取引全般に適用されるルールを規定する。

- ・ 契約の目的
- ・ 基本契約の適用範囲
- ・ 個別契約・基本契約間の関係
- ・ 納品・引渡し
- ・ 検査
- ・ 危険負担
- ・ 製造物責任
- ・ 違約責任
- ・ 不可抗力
- ・ 契約の解除
- ・ 争議解決
- ・ 秘密保持
- ・ 知的財産権の帰属 など

事例

C社はB社グループの複数の企業に自動車用部品を販売している。基本契約を締結しているのはB社との間だけで、他のBグループ企業との間では、毎回発注書のみを交わしている。C社の内部審査において、“長期的に高額取引を継続しながら、基本契約を締結していない”という問題が指摘された。

これについて、C社の管理職は、「当社はB社グループの全ての企業と同様の製品リスト、取引条件に基づいて取引しているので、当社とB社間の基本契約は、B社グループの他の企業にも適用されると認識している」と説明した。

ポイント

契約は当事者のみに効力を有し、当事者以外には効力が及ばない。





事例

A社は違約金を空欄にした売買契約に署名捺印し、顧客B社に提出した。B社は50万元と記入し、正本のうち1部をA社に返却した。契約発効後、A社に違約があり、B社は契約に基づいて違約金の支払いを請求したが、A社は当該違約金条項は無効であると主張した。

最高人民法院の過去の判例によると

空欄のある契約書に署名することは、相手方に対する“無限的授權”と見なされる。当事者の意思表示が真実で、国家、集団、第三者の利益及び社会公共の利益を損害していないのであれば、契約は有効である。

ポイント

契約を署名捺印する前に、空欄が全て記入されているか確認する。
記入不要箇所は、その項目を削除するかまたは取り消し線を用いて空欄を埋める。



事例

A社は、サプライヤとの間で設備調達契約を締結した後、急遽、契約の付属書である仕様書を修正する必要が生じ、A社側担当者の李さんが緊急でサプライヤに電話連絡した。サプライヤの担当者は問題ないと言っている。



ポイント：

契約の変更は、書面形式を用い、証拠を残さなければならない。

書面形式とは

『民法典』第469条

書面形式とは、契約書、書簡、電報、テレックス、ファックスなど、有形で記載内容を表現できる形をいう。

電子データのやり取り、電子メールなどの方法を用いて、有形で記載内容を表現でき、かつ随時にアクセス可能なデータメッセージは、書面形式と見なされる。

? WeChatなどのSNSチャット記録や携帯電話のSMSは契約変更の手段として利用できるでしょうか

事例

第10条 契約期間

本契約は、甲乙双方が署名捺印した日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、甲又は乙が、契約期間満了6ヶ月前までに、相手方に対して解約等について別段の意思表示をしないとき、本契約は期間満了の翌日より3年間自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

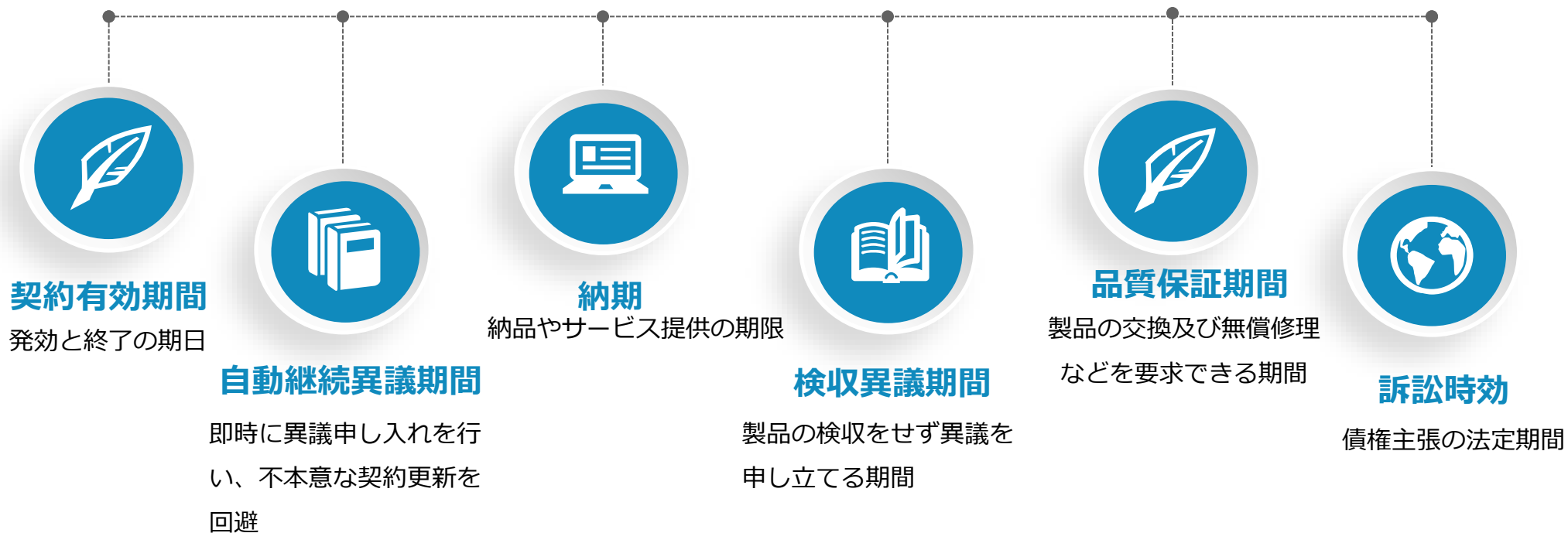
D社とE社が締結した長期売買契約において、契約期限について上記のような約定がある。D社は契約期限が満了した後継続しないことを決定したが、担当者がうっかりして、契約終了の意思表示を行う期限の「契約期限の6ヶ月前」の時期を超過してしまい、契約は自動的に更新された。D社は期限満了の5ヶ月前にE社に通知したが、E社から拒否された。E社は、契約は既に自動更新されており、D社の要求は途中解約に該当し、それは違約であるという。

E社は、契約を解除するならば、D社は実際の損失及び逸失利益の損害を賠償する必要があると主張している。

➤ **ポイント：**
契約書の有効期間を漏れなく確認できるようにして、定期的に契約の有効期限をチェックする必要がある。

契約に関連する期限の管理

契約に関連する各種期限





事例

中国企業の甲と、日本企業の乙は、双方が締結した売買契約において「本契約により発生し、または本契約に関連して発生した争議は、全て日本の裁判所の管轄とする」と約定している。

ポイント

日本と中国との間に裁判所判決の相互承認条約を締結していないため、裁判所の判決はお互いに承認されない。つまり、裁判所は自国の判決しか承認しない。訴訟に勝っても相手国にて判決の強制執行を申請することはできない。

一方で、仲裁の場合、中国も日本も「ニューヨーク条約」の加盟国であるため、仲裁機関の裁決を「ニューヨーク条約」に基づいて相手国で承認されることが可能。

仲裁か、訴訟か？争議解決手段の選択



仲裁の（訴訟に比べての）特徴

- 仲裁合意が必要。仲裁合意＝裁判での紛争解決の放棄
 - 仲裁は手続きが速い：1回で終局
 - 仲裁は原則的に非公開：守秘性が高い
 - 仲裁費用は一般に訴訟費用より高い
-
- 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」加盟国では強制執行が可能（日本も、中国も加盟国である）



国際取引における争議解決が特殊

勝訴後に実際に執行できるように、**仲裁**を約定するか若しくは**被告側所在国**で訴訟を起こすべき。

過去の契約書を確認したい場面

- A社との過去の契約内容を確認したい
- 他の部門でB社とどのような契約を締結しているか確認したい
- C社との契約内容を変更するため、どのような契約内容であったか確認したい
- 退職者のDさんが担当していた契約内容を確認したい
- 財務部が購買契約の残金請求条件を確認したい



契約の保管に関するアドバイス

契約台帳

一元的管理

定期棚卸

管理台帳に記載する項目を洗い出して、すぐ探し出せるようにしましょう。

管理台帳は一般的に以下の項目が必要

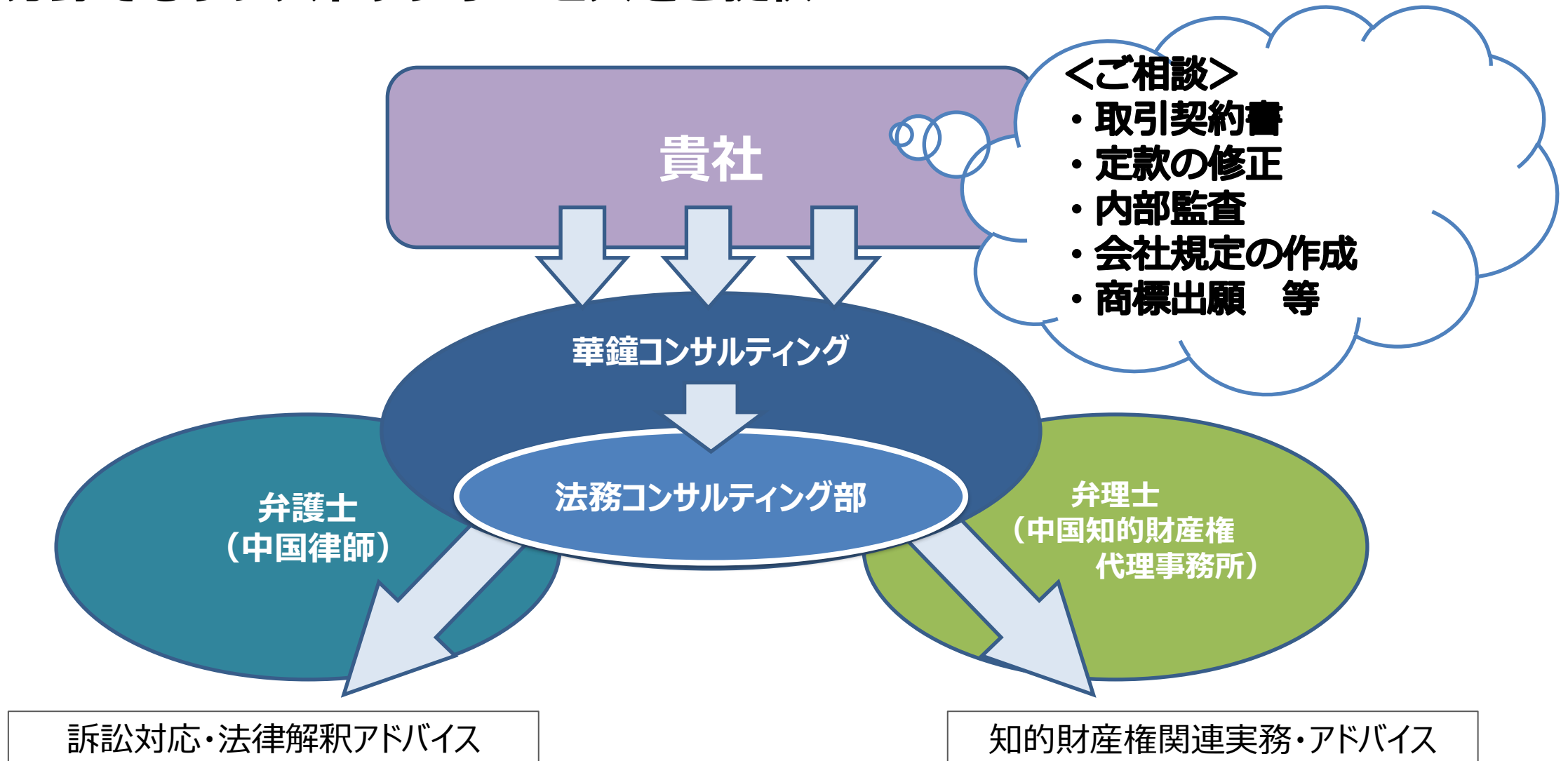
1. 契約番号
2. 契約相手
3. 業務内容
4. 契約期間
5. 金額
6. 更新時期
7. 担当者
8. 保管場所
9. 備考

その他（あれば便利な項目）

1. 支払方法
2. 解約条件
3. 関連資料
4. リスク評価

- ✓ 契約リスクは取引の全プロセスを通じて、様々な側面から管理や予防が必要です。
 1. 社内で『契約管理制度』はありますか？制度の内容について、定期的に従業員研修を行っていますか？
 2. 社内で『印鑑管理制度』はありますか？制度の内容について、定期的に従業員研修を行っていますか？
 3. 印鑑管理者が契約書に捺印する前に、形式審査（例：契約の承認手順、契約書に空欄部分が無いかの確認など）を行うよう規定していますか？
 4. 長期継続している取引パートナーとの間に基本契約を締結していますか？
 5. 社内の契約審査において、複数の部署が共同で審査する流れを規定していますか？
 6. 契約の履行中に変更が必要になった場合、書面形式の使用を確保していますか？
 7. 実施中の契約について、定期的に契約期限を確認していますか？
 8. 争議解決条項の記載方法について、特に国際取引契約の場合、締結前に十分に検討しましたか？
 9. 契約書管理台帳を作成していますか？必要な契約データは速やかに検索できますか？
 10. 契約の履行状況について定期的に審査し、リスクを排除していますか？

法務分野でもワンストップサービスをご提供



ご清聴ありがとうございました。

中国ビジネス関連でのご相談は、
かしよう
私たち華鐘コンサルタントグループに
ご連絡ください。

会員のお客様：担当者へご連絡ください。
その他のお客様：shcs@shcs.com.cn